

第152号 R5(2023) 6.16	<h1>不法投棄情報ながの</h1>	発行:長野県環境部 資源循環推進課
TEL 026-235-7203 FAX 026-235-7259 メール junkan@pref.nagano.lg.jp		

令和4年に長野県内において検挙された主な不法投棄等の事案は、下記のとおりです。
不法投棄等の行為者は、撤去を求められるとともに重い刑罰が科せられます。

1 一般廃棄物

(1) 不法投棄

検挙月	行為者	内 容	刑罰の内容
2月	1名	アルバイト従業員による一般廃棄物（草刈り機等）不法投棄事件	罰金 30 万円
3月	1名	無職者による一般廃棄物（衣類等）不法投棄事件	罰金 30 万円
6月	1名	契約社員による一般廃棄物（灯油）不法投棄事件	罰金 20 万円

(2) 野外焼却

検挙月	行為者	内 容	刑罰の内容
8月	1名	会社役員による一般廃棄物（紙類等）不法焼却事件	罰金 30 万円
11月	2名	会社員らによる一般廃棄物（木くず等）不法焼却事件	罰金 20 万円 罰金 20 万円

2 産業廃棄物

(1) 不法投棄

検挙月	行為者	内 容	刑罰の内容
3月	1名	無職者による産業廃棄物（がれき類）不法投棄事件	罰金 40 万円
6月	1法人 1名	事業者による産業廃棄物（廃プラスチック）不法投棄事件	法人 起訴猶予 個人 罰金 40 万円

(2) 野外焼却

検挙月	行為者	内 容	刑罰の内容
2月	2名	農作業員による産業廃棄物（ビニール等）不法焼却事件	罰金 20 万円 罰金 20 万円
4月	1名	塗装業従業員による産業廃棄物（木くず等）不法焼却事件	罰金 30 万円
9月	1名	建設業従業員による産業廃棄物（木くず等）不法焼却事件	罰金 40 万円

■ 不法投棄等の罰則

【刑事処分】

個人 5年以下の懲役、1000万円以下の罰金又はこの併科

法人 3億円以下の罰金